

## こんなトラブルに 気をつけよう！

### 点検商法



#### 事例 1

昨日、突然自宅に工事業者が来て、「近所で屋根工事をしているが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えたので、サービスで点検する」と言われた。必要ないと断ったが粘られ、仕方なく了承した。はしごで屋根に上がり、降りてくると、「ひどい状態だ。今のうちに手を打った方が良い。」と言い、100万円を超える工事を提案された。「考えさせてほしい。」と言って、なんとか帰ってもらったが不審。

#### アドバイス

- ① 「すぐに工事が必要だ」などと事業者が不安をあおって契約を急がせる場合は注意が必要です。急かされてもその場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。
- ② 築年数が経過した一戸建ての家に昼間一人で在宅している高齢者が勧誘されて、不必要な契約をしてしまうケースが多いです。トラブルの未然防止・早期発見のためには、周囲の見守りや声掛けが必要です！
- ③ 突然訪問してきた事業者と契約した場合、(特定商取引法に基づき) 契約書を渡されてから、8日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフの手続きは必ず書面で行いましょう。



## 事例 2

業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか」と電話があり、昨年の台風で屋根が傷んでいる事を話すと「火災保険で修理できる。うちの指定業者が無料で調査し、保険申請も手伝う」と言われ、後日業者が調査に来た。保険金が出るならと思い、その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険申請すると、60万円の保険金が出ることになった。しかし、やはり工事はなじみの業者が良いと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料が取られることがわかった。工事もしていないのに高額すぎないか。

## アドバイス

- ① 自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。
- ② 自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。
- ③ 工事を依頼する際は複数の業者から見積りを取るといいでしょう。

## 不当・架空請求



## 事例 1

申込んだ覚えはないのに、数億円当選したとのメールがスマートフォンに何度も届くので、本当に当選したかもしれないと思い返信した。当選金を受け取るには登録料1万円がかかると言われ、指示されるままにプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って送信した。その後も手数料等の名目で請求があり、合計で5万円ほど支払ってしまった。返金してほしい。

## アドバイス

- ① 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- ② 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。

## 事例 2

タブレット端末で、歌手の動画を見ようとしたら、年齢確認ボタンを押したことになっていて、突然、アダルトサイトの会員登録完了の画面になった。「誤操作の方は24時間以内に連絡するように」との表記があったので、電話をしたところ、「すでに登録は完了している。登録料8万8千円の支払義務がある」と言われた。どうしたらよいか。

## アドバイス

- ① このような場合には、契約は成立していないので、支払義務はありません。
- ② 「誤操作の方はこちら」「退会はこちら」などと電話をかけるよう誘導されることがありますが、決して連絡してはいけません。これは電話をかけさせることが目的で、高額な請求をされたり、個人情報知られたりする危険性があります。
- ③ 「架空請求等のトラブルを解決する」というサイトの広告にもご注意ください。トラブル解決のためにと契約をうながされ、数万円を請求されるという相談が寄せられています。

※ パソコンの動画サイトの年齢確認画面や規約同意確認画面で「はい」をクリックしたら、料金請求画面が表示され、何度消しても同じ画面が現れる場合があります。そのような時は、慌ててお金を振り込んだり、電話やメールで業者と連絡を取ったりするのは、絶対にやめましょう。

請求画面が消えない場合は

情報処理推進機構（IPA）のホームページをご覧ください。東大和市消費生活センターへご相談ください。

○ 情報処理推進機構（IPA）ホームページ：<http://www.ipa.go.jp>

## トラブルにあわないために・・・

### 点検商法

- 契約意思がないときは、キッパリと断る。

不安や疑問がある場合は、すぐに、消費生活センターへ相談ください。

### 不当・架空請求

- インターネットの中での顔が見えない相手には不用意に連絡しない、信用しない、契約はしない。
- 「必ず儲かる」「あなただけ特別」「お金をあげたい」などと言う話には耳を貸さない。

# 電子レンジを安全に使おう！！

電子レンジは手軽に使える調理器具として広く家庭に普及しています。その一方で、誤った使い方等が原因となって、様々な事故が起きています。

## こんな事故が起きています！

- 電子レンジでマグカップに半分くらい入れた豆乳を40秒ほど温めた。左手で取手を持って取り出したとたん、熱くなった豆乳が噴き上がり、人差し指、親指から手首にかけて火傷を負った。
- 金属のレトルトパウチを無意識にそのまま温めたところ、スパーク（火花）が発生し、内容物が急激に冷え、扉のガラス部分にヒビが入った。

## 事故を防ぐポイント！



### ☆ 電子レンジでの突沸に注意！！

液体を静かに温めると、沸点を超えても沸騰が起これずに熱が溜まる過加熱状態になることがあります。この状態で容器を揺する、調味料を入れる等のショックが加わると突然、爆発するように沸騰する「突沸（とっぴつ）」という現象が起こります。

- 加熱しすぎないようにするため、設定時間を控えるにしましょう。
- オート機能（あたためボタン）による飲料や汁物の加熱は、なるべく行わないようにしましょう。
- 加熱しすぎてしまった場合は、少し時間をあけてから取り出しましょう。

### ☆ 高温になりやすいものを温めるとき 加熱しすぎに注意！

内側が高温になりやすいものは、外側の温度は適温でも、内側は高温になっていることがあります。このため、食べる時に火傷したり、食品が発煙、発火する恐れがあります。

### ☆ 金属や膜、殻つきのものの加熱は やめましょう。

アルミホイルや金属がついた皿を使っての卵やたらこなどの温めは、発煙、発火や破裂によるけが、火傷などのおそれがあり、危険です。

※ 安全上の注意事項を取扱説明書等でよく確認し、正しく使用しましょう。

契約・解約に関する相談など、不安なときは下記の窓口へご相談ください

## 東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時まで受付

東大和市役所3階⑥番窓口地域振興課

TEL 042-563-2111 内線1713

【東大和市ホームページもご覧ください】<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報

